

(平成24年3月12日公布)

練馬区景観条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）が改正され、条例で引用している法の項および号が変更されたため、規定の整備を行う。

2 改正の内容

法第8条第2項第2号で規定する景観計画に定める事項である「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」について、法第8条第2項第2号から削除され、法第8条第3項に規定されることとなった。また、法第8条第2項第2号が削除されたことに伴い、同項第3号以下が1号ずつ繰り上げられたため、条例第9条第3項および第13条で引用する「法第8条第2項第2号」および「法第8条第2項第3号」をそれぞれ「法第8条第3項」および「法第8条第2項第2号」に改める。

3 施行期日

公布の日